

社会福祉施設を運営している 社会福祉法人様へ



社会福祉法人で働く 福祉施設職員のための 退職手当金制度を知っていますか？

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、福祉施設などにお勤めの職員の方のための退職金制度です。全国をカバーする共済制度により福祉施設に従事する人材の確保と定着、処遇の向上、施設経営の安定を図ることを目的としています。

制度の主な特色

○人材の確保と定着に貢献します

国家公務員の退職手当にならった制度設計で勤続年数が長いほど退職手当金額が多くなり、福祉人材の確保と定着に貢献します。

復職や他法人から転職した場合でも、加入期間を通算（合算）する仕組みがある^(※1)ため、期間の通算による支給水準の上昇が期待でき、経験豊富な職員の確保、職員の多様な働き方への対応が可能となります。

○全国の社会福祉法人の約9割^(※2)が加入する共済制度

共済制度へ加入することにより、自法人で退職給付引当資産を積立し管理する必要がなくなり事務手続きが簡素化されるなど、社会福祉法人にとってメリットが多い制度です。

○法律に基づく安定した制度

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年6月19日法律第155号）に基づいた制度で、昭和36年の制度開始以来延べ約184万人に約2兆円を支給してきました。

(※1)被共済職員期間が1年以上あり、退職後3年以内に当制度に加入している施設に再び勤務した場合

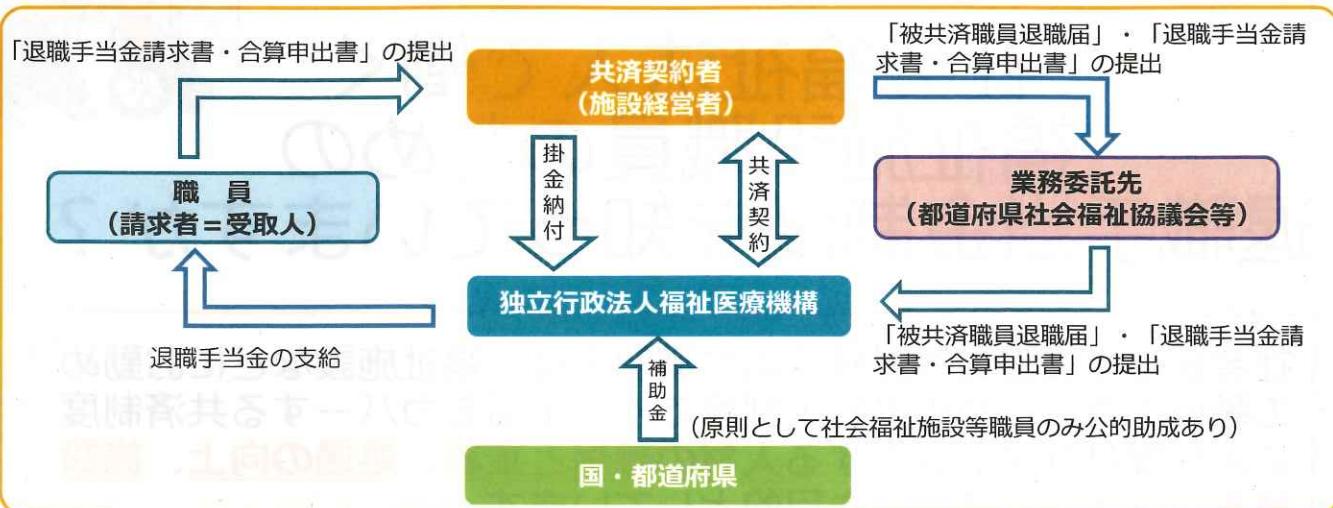
(※2)『厚生労働白書』、『福祉行政報告例』を元に算出

退職手当共済制度のしくみ

①共済契約を締結した共済契約者（法人）は、施設区分・職員数に応じた掛金を毎年「福祉医療機構」にお支払いいただきます。

②職員が退職したとき、「福祉医療機構」は退職された職員（請求者）の指定された口座に退職手当金を直接お振込みいたします。

※お支払いいただいた掛金は全て退職手当金の支給にあてられます。



加入の要件

【加入対象法人】

加入申込のできる法人は「社会福祉施設等」または「特定介護保険施設等」を経営している**社会福祉法人**です。
「申出施設等」のみを経営している社会福祉法人は共済制度には加入できません。

【加入対象施設となる主な施設】

- ・社会福祉施設等 : 保育所 など
- ・特定介護保険施設等 : 特養等介護保険制度の施設の一部 及び障害者支援施設等障害福祉サービスの一部
- ・申出施設等 : 介護老人保健施設 など



保育所
児童養護施設 等



介護保険関係施設
障害者支援施設 等



病院
介護老人保健施設 等

▶ **社会福祉施設等**
共済契約を締結した場合、すべての施設や事業を加入させなければなりません。

▶ **特定介護保険施設等**
加入は法人の任意です。
<施設や事業単位で加入します。>

▶ **申出施設等**
加入は法人の任意です。
<施設や事業単位で加入します。>

【加入対象職員】

加入対象となる職員（被共済職員）は、施設経営者（共済契約者）に使用され、かつ、共済契約者の経営する社会福祉施設等、特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に常時従事する職員です。法人の役員（施設長等を兼務しているものを除く。）は、被共済職員となりません。

掛金額

【単位掛金額】

単位掛金額（一人当たりの年額）は平成29年度**44,500円**（※1）です。

【納付掛金額】 ①+②+③

- ①単位掛金額（44,500円） × 社会福祉施設等職員数（※2）
- ②単位掛金額（44,500円） × 3 × 特定介護保険施設等職員数（※3）
- ③単位掛金額（44,500円） × 3 × 申出施設等職員数（※4）

（※1）単位掛金額は毎年度、厚生労働大臣が定めます。

（※2）社会福祉施設等職員の掛金については国、都道府県の補助があります。

（※2）（※3）（※4）掛金は共済契約者（法人）の負担で、被共済職員の負担はありません。

退職金支給見込（例）

